

平成 18 年(2006 年)3 月 15 日
建設委員会資料
都市整備部住宅担当

高齢者アパート・身体障害者アパートの廃止に伴う入居者支援について

標題のアパート（高齢者 9 棟 93 戸、身体障害者 3 棟 24 戸）については、平成 18 年度から平成 20 年度までの間に順次廃止し、入居者に対しては以下により民間賃貸住宅への転居を支援する。

1. 年度別の廃止棟数と戸数

年 度	1 8	1 9	2 0	計
棟 数	2	5	5	12
戸 数	20 (11)	53 (43)	44 (43)	117 (97)

1. 各アパートでは、これまで 2 年ごとに賃貸借契約を更新してきており、表中の廃止時期については、この契約期間の終了時とした。

2. 戸数欄のカッコ内は、平成 18 年 3 月 1 日現在の入居者数を表す。

2. 入居者支援の内容 ((1) から (3) については、生活保護受給者を除く)

(1) 転居費助成

転居に伴う敷金・礼金、引越し費用を全額助成する。

(2) 家賃助成

転居後の民間賃貸住宅の家賃（限度額 7 万円）について、現在のアパートの利用料との差額を助成する。

(3) 家賃債務保証料助成

民間賃貸住宅に転居する際に、(財) 高齢者住宅財団の家賃債務保証制度を利用することとし、保証料を全額助成する。（保証料は、月額家賃の 35%。契約更新後も助成する。）

(4) 見守りサービス

原則月 1 回、訪問による安否の確認や身の回りの相談、関係機関への連絡等を行う見守りサービスを、介護保険事業者への委託により実施する。

ただし、介護保険の居宅サービス利用者を除く。

3. 支援の進め方

廃止に先立って入居者の意向確認を行い、意向に沿った転居先確保を図りながら進める。